

特定事業主計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

1 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年（2015年）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、地方公共団体は、自らも事業主（特定事業主）として、女性の活躍に関する状況の把握及び分析を行い、定量的な目標や取組内容を「特定事業主行動計画」として策定し公表することとなったため、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を、計画期間を平成28年（2016年）4月1日から令和3年（2021年）3月31日までの5年間と定め策定しました。

2 計画の実施状況

実施状況については、毎年少なくとも1回、数値目標となっている次の項目について公表します。

3 数値目標

(1) 管理職以上（課長補佐以上）に占める女性職員の割合

目標値：女性職員の割合25.0%以上

	割合 (%)
H27年度	14.3
H28年度	14.3
H29年度	14.3
H30年度	14.3
R元年度	28.6

(2) 男性の育児休業取得率

目標値：取得率13.0%以上

	割合 (%)
H27年度	—
H28年度	—
H29年度	—

H30年度	—
R元年度	—

(3) 男性の育児参加休暇の取得率

目標値：取得率50.0%以上

	割合 (%)
H27年度	—
H28年度	—
H29年度	—
H30年度	—
R元年度	—